第7章 企業年金制度等

1 企業年金等の意義

企業年金等は、公的年金の上乗せの給付を保障することにより、国民の多様な老後のニーズ に応え、より豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしています。

現在、企業年金等として多様な制度が設けられており、企業や個人は、これらの中からニーズに合った制度を選択することができます。

2 確定給付型と確定拠出型

確定給付型とは、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている年金制度です。 加入者が老後の生活設計を立てやすい反面、運用の低迷などで必要な積立水準が不足した場合は、 企業などが追加拠出をしなければならないという仕組みになっています。

一方、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額を決定する年金制度です。企業が追加拠出をする必要は生じませんが、加入者自らが運用を行い、老後の生活設計を立てる必要があります。

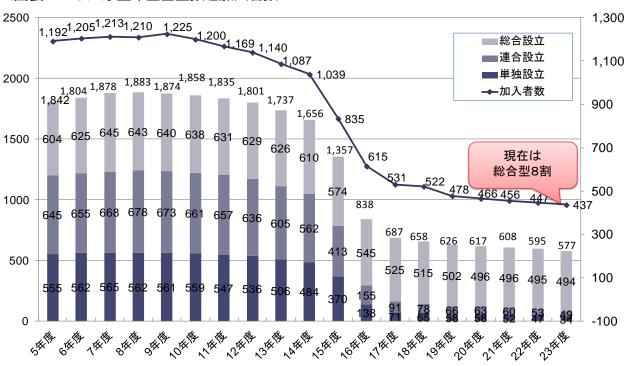
< 図表 7 - 1 > 企業年金等の種類

タイプ	種類	概要
		一企業単独(単独設立)、親企業と子企業が共同(連合設立)、または同
	厚生年金基金	種同業の多数企業が共同(総合設立)して、厚生年金基金を設立し、老齢
	【厚生年金保険法】	厚生年金の一部を代行して給付するとともに、独自の上乗せ給付を実施す
		るもの。
確定給	確定給付企業年金	母体企業とは別の法人格を有する基金を設立した上で、その基金が年金
付型	(基金型)	資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
	【確定給付企業年金法】	
	確定給付企業年金	労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が
	(規約型)	契約を結んで、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、老齢厚生年金の
	【確定給付企業年金法】	上乗せ給付を行うもの。
	確定拠出年金	企業がその従業員のために資産管理機関に拠出した掛金を、従業員ごと
	(企業型)	に積み立て、従業員自らが運営管理機関を通じて資産管理機関に運用の指
確定拠	【確定拠出年金法】	図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
出型	確定拠出年金 (個人型) 【確定拠出年金法】	企業の従業員のうち企業年金がない人や自営業者等が、自ら国民年金基
Ш±		金連合会に拠出した掛金を、加入者ごとに積み立て、加入者自らが運営管
		理機関を通じて同連合会の委託を受けた金融機関に運用の指図を行い、老
		齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
		自営業者等が、都道府県ごとに設立された地域型国民年金基金や、同種
確定給	国民年金基金	の事業・業務に従事する者によって設立された職能型国民年金基金に掛金
付型	【国民年金法】	を拠出し、その基金が年金資金を管理・運用し、国民年金の上乗せ給付を
		行うもの。

3 厚生年金基金の現状

厚生年金基金制度は、昭和 41 (1966) 年に発足した長い歴史を持ち、国に代わって厚生年金の給付の一部を代行して行う(代行給付)とともに、企業の実情などに応じて独自の上乗せ給付を行うことができる企業年金の中核的な制度です。

しかし近年では、経済・運用環境の低迷などの環境変化に伴う財政悪化などを原因とする基金の解散や、代行給付に伴う制約(終身年金を原則とするなど)のない確定給付企業年金制度への移行 (=代行返上)が行われ、基金数や加入員数は減少傾向にあります。



〈図表7-3〉厚生年金基金数と加入者数

平成14年度以降の解散302、代行(過去)返上839基金

(平成24年 厚生労働省調べ)

<図表7-4>

厚生年金基金解散数の推移、厚生年金基金加入員の平均的な給付

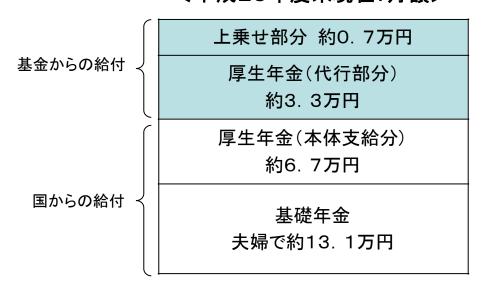
(1) 厚生年金基金の解散数の推移

年 度	~ H6	H7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計
総数	18	1	7	14	18	16	29	59	73	92	81	30	8	11	4	3	5	1	470
単独型 連合型	16	0	3	11	16	13	27	56	58	57	54	15	0	0	1	2	4	0	328
総合型	2	1	4	3	2	3	2	3	15	35	27	15	8	11	3	1	1	1	137

(平成24年 厚生労働省調べ)

(2) 厚生年金基金加入員の平均的な給付

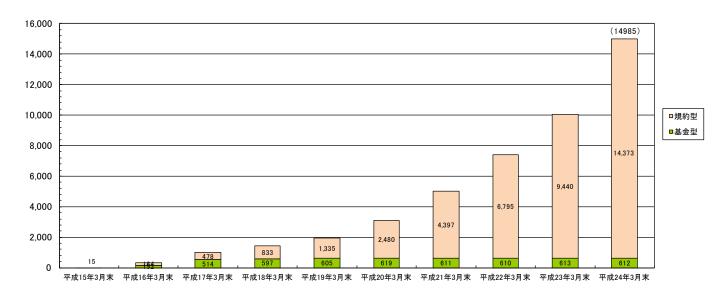
〈平成23年度末現在:月額〉



4 確定給付企業年金の現状

確定給付企業年金制度は、平成 14 (2002) 年4月に発足した新しい制度です。厚生年金基金と 異なり代行給付がないために、労使の合意で比較的柔軟な制度設計が可能で、しかも受給権の保護 などが確保されているという長所があります。

<図表 7 – 5 > 確定給付企業年金の実施 (制度数)

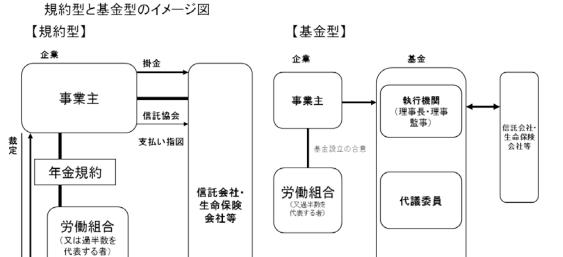


(平成24年 厚生労働省調べ)

	基金型	規約型	総数(件)
平成 15 年 3 月末	0	15	15
平成 16 年 3 月末	152	164	316
平成 17 年 3 月末	514	478	992
平成 18 年 3 月末	597	833	1,430
平成 19 年 3 月末	605	1,335	1,940
平成 20 年 3 月末	619	2,480	3,099
平成 21 年 3 月末	611	4,397	5,008
平成 22 年 3 月末	610	6,795	7,405
平成23年3月末	613	9,440	10,053
平成24年3月末	612	14,373	14,985

(平成24年 厚生労働省調べ)

<図表7-6>



請求

裁定

給付

受給権者

年金規約

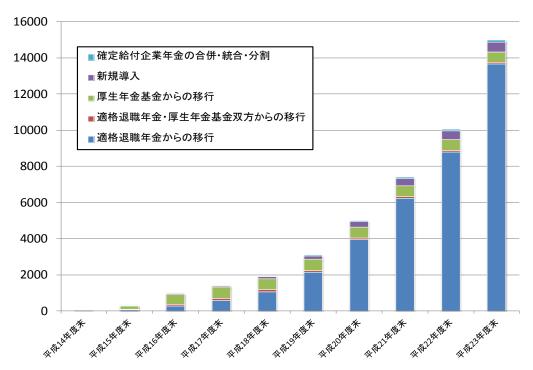
<図表7-7>

受給権者

請求

確定給付企業年金の実施件数の推移(設立時における移行元別)

給付



(平成24年 厚生労働省調べ)

5 確定拠出年金の現状

確定拠出年金制度は、拠出された掛金が加入者ごとに区分され、その掛金と加入者自身による運用の指図によって運用益との合計額をもとに給付額が決定される年金制度です。確定給付型の企業年金を行うことが難しい中小企業の従業員や自営業者などのニーズに応え、離職・転職にも対応しやすくなることから、平成 13(2001)年 10 月に発足しました。

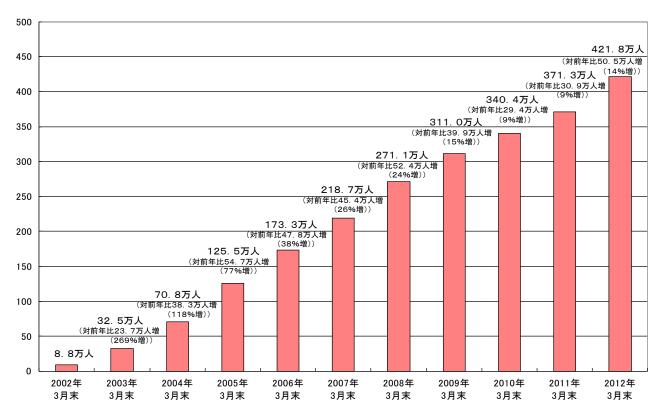
確定拠出年金には、事業主が掛金を拠出する企業型と、加入者が掛金を拠出する個人型があります。年金確保支援法により、企業型においても、拠出限度額の枠内かつ事業主の掛け金を超えない 範囲で、加入者の拠出(マッチング拠出)が可能になりました。

個人型 企業型 加入対象外 加入対象外 加入対象外 (加入者拠出のみ) (事業主拠出のみ) 確定給付型の年金 確定給付型の年金 確定給付型の年金 確定給付型の年金 自営業者等 制度も企業型DC 制度を実施している 制度を実施してい 制度を実施してい (知号) も実施していない が、企業型DCは実 ない場合 場合(第号) 施していない場合 拠出限度額 月額6.8万円 (年額81.6万円) 拠出限度額 拠出限度額 月額6万8千円 月額 2.55万円 月額5.1万円 拠出限度額 (年額30.6万円) (年額61.2万円) 月額 2.3万円 国家公務員 民年金基金 確定給付型の年金制度 共済組合 (年額27.6万円) 厚生年金基金、確定給付企業年金、 適格退職年金、私学共済など 地方公務員 共済組合 厚生年金保険・共済年金 基礎年金 被用者 自営業者など 公務員 国民年金 (第1号被保険者) 国民在余 国民年金 (第3号被保険者) (第2号被保険者)

<図表7-8> 対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係

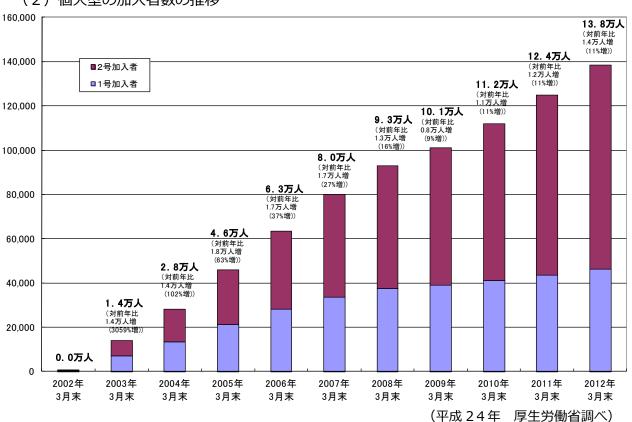
<図表7-9>確定拠出年金制度の実施状況

(1)企業型の加入者数の推移



(平成24年 厚生労働省調べ)

(2) 個人型の加入者数の推移



6 国民年金基金の現状

国民年金基金制度は、自営業者等(国民年金の第 1 号被保険者)(※)が、基礎年金の上乗せ給付を得て、老後の所得保障の充実を図るために、自らの選択により任意で加入する制度として、平成3(1991)年に制度が発足しました。

国民年金基金には、次の2種類があります。

① 地域型国民年金基金

都道府県ごとに、都道府県内に住所を有する 1,000 人以上の者で組織されている (平成 21 年度末現在 47 基金)

② 職能型国民年金基金

全国単位で、同種の事業または業務に従事する 3,000 人以上の者で組織されている(平成 21 年度末現在 25 基金)

国民年金基金の給付と掛金については、各基金の規約で定められており、自営業者等は自分で給付を選択して加入し、選択した給付と加入時の年齢などに基づいて定められた額の掛金を支払います。

(※) 年金確保支援法により、国民年金の任意加入被保険者(加入期間を増やすために 60 歳から 65 歳の間に任意加入した者)についても、国民年金基金への加入が認められました。

加入員数の推移(単位:万人)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
全体	77.2	78.9	75.1	72.7	69.3	64.8	61.5	57.7	54.8	52.2
地域型	64.7	66.3	63.1	60.9	58.0	54.2	51.2	48.0	45.6	43.4
職能型	12.4	12.6	12.1	11.7	11.2	10.6	10.3	9.7	9.2	8.7

老齢基礎年金に上乗せされる国民年金基金の老齢年金月額

加入年齢	35歳0月まで	45歳0月まで	50歳0月まで	50歳1月以降
1口目	2万円	1.5万円	1万円	年金額は加入年齢
2口目以降	1万円	5千円	5千円	(月単位)で異なる

⁽注) 基金の給付は、老齢年金と遺族一時金(保証期間内に死亡した場合)

国民年金基金の給付状況(平均年金月額)

	総計	基金		国民年金基金	
	本心 □	全 立	地域型	職能型	連合会
合計	2.4万円	2.6万円	2.4万円	3.3万円	1.4万円
1口目	1.2万円	1.3万円	1.3万円	1.4万円	0.7万円
2口目以降	2.3万円	2.5万円	2.3万円	3.3万円	1.4万円

^{※2}口目以降については、2口目以降を受給している者の平均